

平成13年度消防功労者消防庁長官表彰式

総務課



平成13年度消防功労者消防庁長官表彰式が、3月6日（水）午前10時からニッショーホール（港区虎ノ門）において、平林鴻三衆議院総務委員長、徳田正明日本消防協会会長、杉村哲也全国消防長会会長ほか多数の来賓の御臨席のもと盛大に挙行されました。

この表彰式は、3月7日の「消防記念日」にちなみ、毎年この時期に実施されているものです。

今回受章された方々（団体）は、

1 功労章

防災思想の普及、消防施設の整備、その他災害の防ぎよに関する対策、防災教育の実施についてその成績特に優秀な者

2 永年勤続功労章

永年勤続し、その成績が優秀で他の模範と認められる者

3 表彰旗

防災思想の普及、消防施設の整備、その他災害の防ぎよに関する対策実施につ

いて、その成績特に優秀で、かつ他の模範となると認められる消防機関

4 竿頭綬

その成績が、表彰旗を授与する消防機関に準ずる消防機関



5 表彰状

多年、都道府県消防防災関係事務従事職員として勤務し、その成績が優秀で他の模範と認められる者であり、その受章者数は下記のとおりです。

功 勞 章	174名
永年勤続功勞章	2,349名
表 彰 旗	50機関
竿 頭 綬	36機関
表 彰 状	4名
合 計	2,613名機関

表彰式では、片山虎之助総務大臣の挨拶、石井隆一消防庁長官の式辞の後、各表彰ごとの代表者に章記等が授与され、来賓の方々から御祝辞をいただき、最後に受賞者を代表し、市場健一兵庫県中播消防本部消防

監が謝辞を述べ、終了いたしました。

午後からは、皇居に参内し、記念撮影及び皇居参観を行いました。

なお、代表受領者は次の方々です。

功勞章

島根県 湖陵町消防団 団 長 吉田 隆

永年勤続功勞章

秋田県 秋田市消防団 副団長 新藤吉兵衛

表彰旗

宮城県 古川市消防団

竿頭綬

山梨県 中富町消防団

表彰状

京都府立消防学校 校 長 笹部 忠嗣



ベトナム公安大臣の消防庁長官表敬訪問

救急救助課

平成14年2月20日（木）から25日（月）まで日本を訪問したレー・ミン・フォンベトナム公安大臣が、2月21日（木）に石井隆一 消防庁長官を表敬訪問しました。今回の来日は、日本・ベトナム両国の協力関係を一層深めるため、日本の警察関係機関、消防関係機関等を訪問し、意見交換を行うことを目的としており、その一環として当庁を訪れたものです。



レー・ミン・フォン公安大臣（中央）

1 日 時：平成14年2月21日（木）10時～11時

2 場 所：消防庁長官室

3 来訪者：レー・ミン・フォン公安大臣兼党政治局員(LE MINH HUONG)

ヴー・ズン大使(VU DUNG)

ファム・バン・ダン部隊建設総局長(PHAM VAN DAN)

チュオン・フー・クオック公安省警察総局長(TRUONG HUU QUOC)

チャン・クワン・ビン公安省情報総局長代行(TRAN QUANG BINH)

ダン・ヴァン・ヒエウ公安省官房長(DANG VAN HIEU)

ゲン・クワン・ビン公安省国際関係局長(NGUYEN QUANG BINH)



全国消防長会常任理事会

消防庁の重点項目等説明

総務課



挨拶する石井隆一消防庁長官

去る2月18日（月）に行われた全国消防長会常任理事会において、消防庁から重点項目等について説明を行いました。

石井隆一消防庁長官の挨拶に続き、消防庁各課室長等から、「平成14年度消防庁予算案」、「平成13年度補正予算」をはじめ、「消防団の充実強化」、「消防の広域再

編の推進」、「小規模雑居ビルの防火安全対策」、「高齢化の進展を踏まえた住宅防火対策」、「危険物施設の事故発生状況を踏まえた対応」、「災害に強い安全なまちづくりの推進」、「消防・救急無線のデジタル化」、「東海地震及び東南海・南海地震対策の検討状況」、「原子力防災の現況」、「テロ災害対策」、「救急業務の高度化の推進」など、消防防災行政における当面の諸課題等について説明

を行いました。



会場風景

日本消防協会定例表彰式

総務課

第54回日本消防協会定例表彰式が、去る2月8日（金）に日本消防会館・ニッショーホールにおいて、



協会表彰

て、受賞者、国会議員、消防庁及び消防関係団体の関係者約700名の出席のもと、盛大に執り行われました。

この表彰式は、優秀な消防団及び消防団員等の功績を顕彰、表彰するもので、今年は各表彰合わせて消防団167団、婦人消防隊40隊、消防団員等10,480名及び婦人消防隊員42名が受賞しました。

当日は、徳田正明日本消防協会会長の式辞に続いて、政府・国民を代表して小泉純一郎内閣総理大臣（代

理：若松謙維総務副大臣）が祝辞を述べられ、受賞者側からは乗松忠則愛媛県消防協会会長が謝辞を述べました。最後に石井隆一消防庁長官の発声による万歳三唱で式典は終了しました。



小泉純一郎内閣総理大臣(代理：若松謙維総務副大臣)祝辞

ミニコンサートの開催

総務課

去る3月6日(水)12時15分から30分間、中央合同庁舎2号館1階のアトリウムで「消防記念日(3月7日(木))及び春季全国火災予防運動(3月1日(金)~3月7日(木))」の広報行事の一環として、東京消防庁の御協力により

ミニコンサートを開催しました。

会場には、石井隆一 消防庁長官をはじめ、約300人が集まり、音楽隊の演奏5曲に聞き入りました。

演奏曲目

- 1 76本のトロンボーン
- 2 お江戸日本橋
- 3 雷鳴と稲妻
- 4 G線上のアリア
- 5 ジャパニーズグラフィティ



平成13年(1月~12月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は対前年比1,115件の増加、3年連続対前年比増

平成13年(1月~12月)における総出火件数は6万3,569件であり、前年と比べると、1,115件の増加(+1.8%)となり、3年連続して対前年比増、最近10年間では、平成8年の6万4,066件に次ぐ件数となっています(最近10年間の平均件数は、5万9,372件です。)

これは、1日当たり約174件、約8分に1件の火災が発生したことになります。

主な火災種別ごとの増減をみると、建物火災3万4,106件(78件増+0.2%)、林野火災3,015件(210件増+7.5%)、車両火災8,453件(150件増+1.8%)、その他火災1万7,864件(678件増+3.9%)となっています。特に屋外での火災である林野火災、車両火災、その他火災の増加が大きく、時期的には第2四半期(4~6月)及び第4四半期(10~12月)において増加していますが、地域的にはこの時期に雨量が平年より少なかった東北部等で増加しています。

2 火災による死者は2,190人(対前年比156人の増)で平成7年に次ぐ、一方、負傷者は対前年比162人の減少

火災による死者は2,190人で、総出火件数が増加したこともあり前年と比べると156人の増加となっています。

これは、阪神・淡路大震災の影響により死者数2,356人を記録した平成7年に次ぐものです(最近10年間の死者数の平均は、2,009人です。)

このうち放火自殺者の数は791人で、前年と比べ59人の増加となっています。

人口10万人当たりの火災による死者発生率(全国平均1.73人/10万人・年)が特に大きかったのは、青森県(3.47人)、栃木県(3.24人)、大分県(3.0人)であり、逆に少なかったのは滋賀県(0.97人)、沖縄県(1.20人)、山梨県(1.24人)となっています。

死者を火災種別ごとにみると、建物火災1,404人(前年と比べ+31人)、林野火災26人(同+10人)、車両火災303人(同+36人)、船舶火災3人(同+3人)、航空機火災4人(同+2人)、その他火災450人(同+74人)の死者が発生しています。

一方、火災による負傷者は、8,119人であり、前年と比べると162人の減少となっています(最近10年間の平均は、7,385人です。)

火災種別ごとにみると建物火災6,914人(前年と比べ-62人)、林野火災158人(同-8人)、車両火災343人(同-22人)、船舶火災26人(同+5人)、航空機火災1人(同-2人)、その他

火災677人(同-73人)の負傷者が発生しています。

3 火災による死者の39.6%が乳幼児及び高齢者

火災による死者2,190人について年齢層別にみると、乳幼児(5歳以下)及び高齢者(65歳以上)が867人(39.6%)を占めており、年齢別人口割合と比較して高い割合を示しています。

また、建物火災の死者1,404人においてみると、663人(47.2%)を占めさらに乳幼児及び高齢者の死者割合が高い割合となっています。

4 建物火災のうち住宅火災は57.5%、建物火災の死者のうち住宅での死者は84.4%

建物火災3万4,106件のうち住宅(戸建住宅、共同住宅、併用住宅)の火災は1万9,619件(57.5%)となっており、建物火災における死者1,404人のうち、住宅における死者は1,185人(84.4%)[放火自殺等を除く住宅火災における死者は、960人]となっています。

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」、「放火の疑い」

全火災6万3,569件を出火原因別にみると、「放火」8,041件(12.6%)、「たばこ」6,741件(10.6%)、「放火の疑い」6,226件(9.8%)、「こんろ」5,939件(9.3%)、「たき火」4,223件(6.6%)の順となっています。

「放火」及び「放火の疑い」を合わせた件数(1万4,267件)を都道府県ごとにみると、東京都(2,582件)、大阪府(1,393件)、愛知県(1,346件)、神奈川県(1,102件)、埼玉県(924件)となっており、上位5都府県で全体の51.5%を占めています。

火災種別ごとにみると、建物火災3万4,106件にあつては、「こんろ」5,852件(17.2%)、「放火」3,755件(11.0%)、「たばこ」3,691件(10.8%)、「放火の疑い」2,479件(7.3%)、「ストーブ」1,866件(5.5%)の順となっています。

林野火災3,015件では、「たき火」775件(25.7%)、「たばこ」472件(15.7%)、「火入れ」366件(12.1%)、「放火の疑い」252件(8.4%)、「火あそび」136件(4.5%)の順となっています。

車両火災8,453件では、「放火」1,199件(14.2%)、「放火の疑い」930件(11.0%)、「排気管」820件(9.7%)、「内燃機関」412件(4.9%)、「衝突の火花」364件(4.3%)の順となっています。

その他火災1万7,864件では、「放火」2,989件(16.7%)、「たき火」2,671件(15.0%)、「放火の疑い」2,553件(14.3%)、「たばこ」2,228件(12.5%)、「火あそび」

1,174件（6.6%）の順となっています。

6 火災による損害

火災による損害については、以下のとおりです。

焼損棟数	4万5,216棟（124棟/1日1.3棟/件）
り災世帯数	3万887世帯（85世帯/1日0.9世帯/件）
建物焼損床面積	161万5,222㎡（4,425㎡/1日47.4㎡/件）
建物焼損表面積	16万4,258㎡（450㎡/1日4.8㎡/件）
林野焼損面積	16万7,114 a（458 a/1日55.4 a/件）
損害額	1,430億4,642万円（3億9,191万円/1日225万円/件）

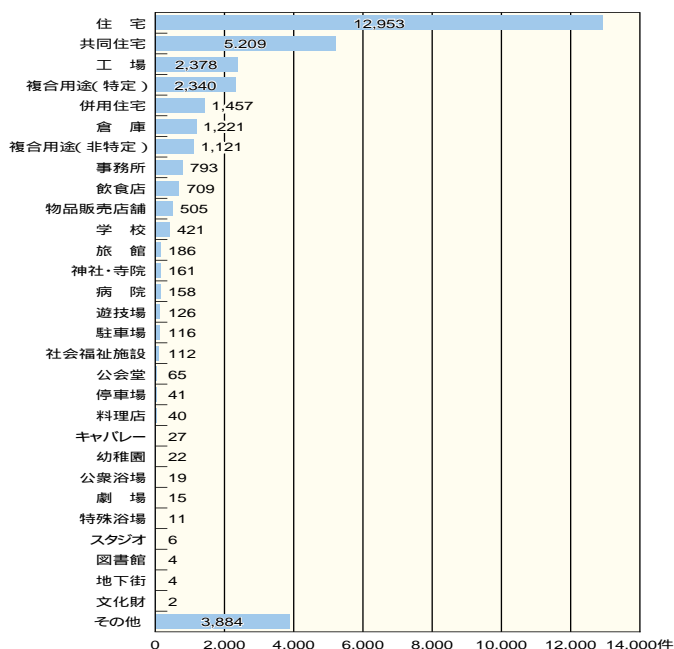
これらを前年と比べると、それぞれ以下のとおりとなります。

焼損棟数	- 1,300棟	(- 2.8%) 減少
り災世帯数	- 112世帯	(- 0.4%) 減少
建物焼損床面積	2万1,173㎡	(1.3%) 増加
建物焼損表面積	- 8,097㎡	(- 4.7%) 減少
林野焼損面積	21,663 a	(14.9%) 増加
損害額	- 73億7,952万円	(- 4.9%) 減少

7 建物用途ごとの火災発生状況（別図1）

建物火災3万4,106件を建物用途別にみると、別図1のとおりです。

別図1 建物用途別火災件数（計3万4,106件）



8 出火原因ごとの火災発生状況（別図2）

全火災6万3,569件を出火原因別にみると、別図2のとおりです。

9 死傷者の発生状況

(1) 火災種別ごとの死者発生状況

死者2,190人について火災種別ごとにみると、以下のとおりです。

なお、比率につきましては、端数処理の関係上、合計値が100%とならない場合があります（以下同じ）。

建物火災	1,404人	(64.1%)
林野火災	26人	(1.2%)
車両火災	303人	(13.8%)
船舶火災	3人	(0.1%)
航空機火災	4人	(0.2%)
その他火災	450人	(20.5%)
計	2,190人	(100.0%)

(2) 建物用途ごとの死者発生状況（別図3）

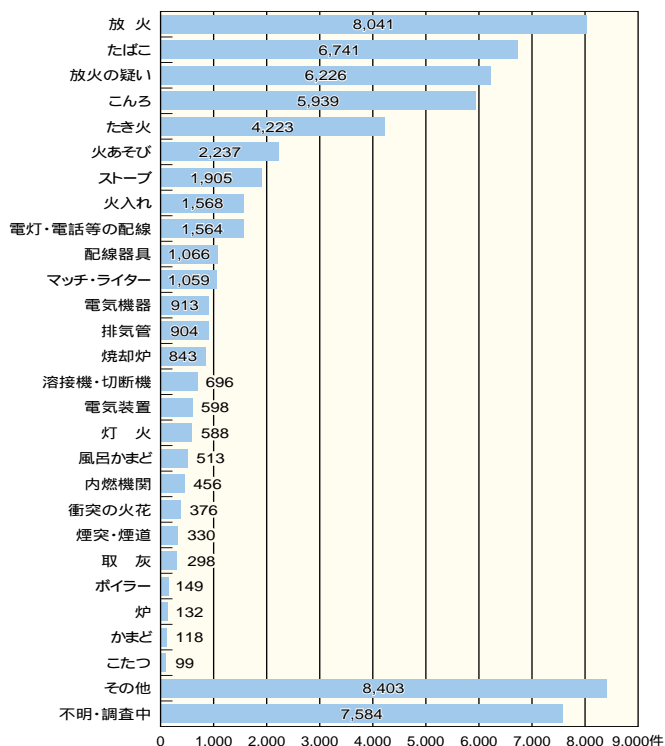
建物火災における死者1,404人を建物用途別にみると、別図3のとおりです。

(3) 火災種別ごとの負傷者発生状況

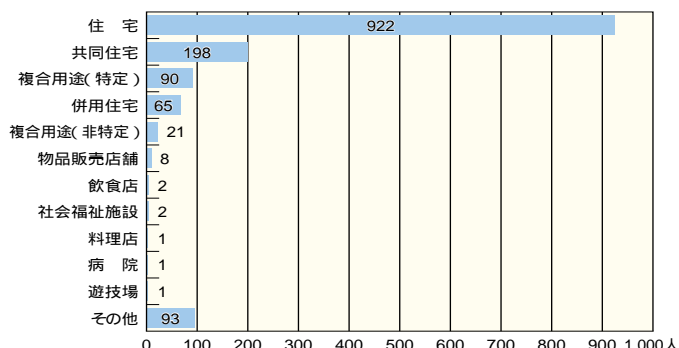
全負傷者8,119人について火災種別ごとにみると、以下のとおりです。

建物火災	6,914人	(85.2%)
林野火災	158人	(1.9%)
車両火災	343人	(4.2%)
船舶火災	26人	(0.3%)
航空機火災	1人	(0.0%)
その他火災	677人	(8.3%)
計	8,119人	(100.0%)

別図2 出火原因別火災件数（計6万3,569件）

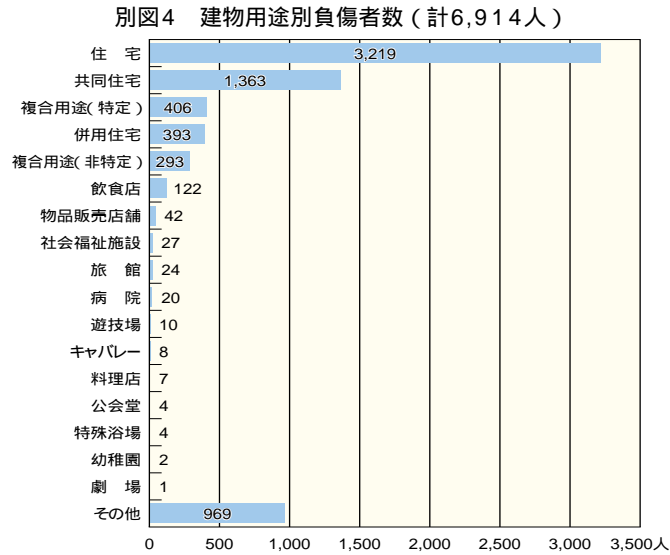


別図3 建物用途別死者数（計1,404人）



(4) 建物用途ごとの負傷者発生状況

建物火災における負傷者6,914人を建物用途別にみると、別図4のとおりです。



(5) 死者の発生した経過ごとの死者発生状況

死者2,190人について、死者の発生した経過別にみると、以下のとおりです。

逃げおくれ	856人	(39.1%)
放火自殺	791人	(36.1%)
着衣着火	156人	(7.1%)
放火自殺巻添	35人	(1.6%)
出火後再進入	25人	(1.1%)
その他	327人	(14.9%)
計	2,190人	(100.0%)

10 消防庁の対策

(1) 住宅防火対策

住宅火災における死者（放火自殺者等を除く。）は、高齢者の死者の割合が半数以上と極めて高い現状にあります。

こうした現状を踏まえ、高齢者等を中心とした住宅火災による死者のより一層の低減を図ることを目的として、平成13年4月に新たに「住宅防火基本方針」を策定し、「連携と実践」をスローガンに掲げ、主な施策としては次の高齢者住宅等の実情に応じた住宅防火対策の積極的な推進を図ることとしています。

- ア 関係機関等の横断的連携の推進
- イ 住宅用火災警報器及び住宅用消火器等の設置促進
- ウ 地域密着型の防火への取り組みの展開促進
- エ インターネット等の活用による住宅防火情報の収集・提供の推進

(2) 放火対策

放火火災対策については、平成12年に放火火災予防

対策マニュアル等を消防機関に示し、屋外に可燃物を放置しない等の「放火されない環境づくり」や放火火災予防対策用設備・機器を設置する等の「被害の局域化」などの地域に密着した対策の積極的な推進を図っているところですが、平成14年度は、大都市における多角的放火発生メカニズム分析と被害軽減の検討を行い、放火火災予防対策へのあり方の指針を示す予定です。

(3) 消防法の改正

小規模雑居ビル等の防火対象物の防火安全対策としては、消防法の一部を改正する法律案を、平成14年3月8日に閣議を経て今国会へ提出したところです。

この法律案は、

- 消防機関による立入検査及び措置命令に係る規定の整備
- 罰則の引き上げ
- 防火対象物定期点検報告制度の創設
- 避難上必要な施設等の管理の義務付け等を行うものです。

(4) 林野火災対策

例年林野火災が全国各地で発生していることから、林野火災の予防対策の充実・火災発生時の被害拡大の防止等の推進を図ることとしています。

ア 林野火災予防の徹底

特に週末や休日の前に、ハイカー等の入山者に対して新聞、テレビ、広報誌等を通じ、また、インターネットを利用し、「たき火」、「たばこ」の始末の徹底、車両からの「たばこ」の投げ捨ての禁止等について重点的に広報を行うこと。

また、林業関係者に対し、林野火災防止の対策を適切に図るように注意喚起を行うとともに、林内作業者に対し火気管理の徹底を図るよう指導強化を図ること。

イ 防災関係機関による警戒の強化

林野火災の発生するおそれのある地域における消防機関等防災関係機関による巡視、警戒の強化を図ること。

ウ 空中消火の積極的な活用

消防・防災ヘリコプターについては全国的に配置が進んでいることもあり、その応援出動の早期要請を積極的に図ること。

老朽化消火器の一斉回収結果

～平成13年秋季全国火災予防運動推進項目～

予防課

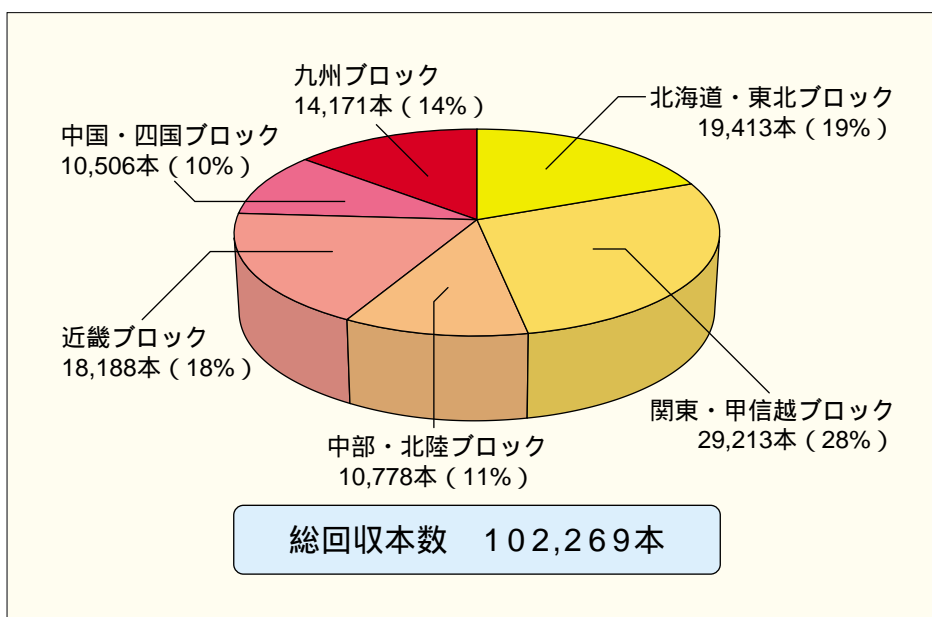
平成13年3月に愛知県名古屋市で、同年4月に北海道帯広市で相次いで発生した消火器破裂による死亡事故を踏まえ、「消火器事故対策検討会」(主宰：消防庁審議官)においてとりまとめられた緊急対策を受けて、平成13年秋季全国火災予防運動にあわせ一斉に老朽化消火器を回収した結果をお知らせします。

この一斉回収の結果、全国で約10万本の老朽化消火器が回収されました。詳細は、以下のとおりです。

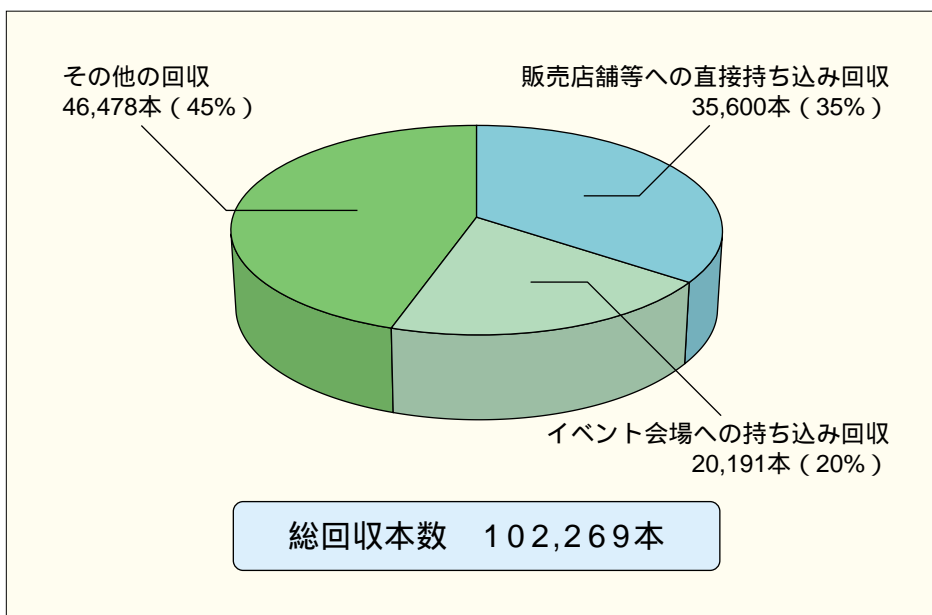
また、春季全国火災予防運動においても老朽化消火器の一斉回収を実施したところです。

なお、今後、上記検討会において、老朽化消火器の破裂事故防止対策について、さらに検討を進めることとしております。

全国ブロック別消火器一斉回収状況



区分別回収状況



消火器一斉回収の実施状況

	回収区分 都道府県	販売店舗等への 直接持ち込み	イベント会場等への 直接持ち込み	その他の回収	回収合計本数 計	人口1,000人当たりの 回収本数
北海道・東北 ブロック	北海道	2,076	327	1,026	3,429	0.60
	青森	722	12	21	755	0.50
	岩手	591	214	634	1,439	1.01
	宮城	305	1,139	1,640	3,084	1.32
	秋田	100	291	397	788	0.66
	山形	1,919	402	569	2,890	2.32
	福島	4,585	130	2,313	7,028	3.29
	ブロック合計	10,298	2,515	6,600	19,413	1.25
関東・甲信越ブロック	茨城	259	222	196	677	0.23
	栃木	214	20	90	324	0.16
	群馬	0	0	2	2	0.00
	埼玉	242	1,145	1,191	2,578	0.38
	千葉	386	3,887	2,749	7,022	1.19
	東京	3,056	13	801	3,870	0.33
	神奈川	1,741	1,869	5,668	9,278	1.11
	新潟	815	643	749	2,207	0.89
	山梨	71	40	537	648	0.73
	長野	880	1,621	106	2,607	1.18
ブロック合計	7,664	9,460	12,089	29,213	0.64	
中部・北陸ブロック	富山	285	613	617	1,515	1.35
	石川	140	315	1,336	1,791	1.52
	福井	194	19	63	276	0.33
	岐阜	1,433	3	402	1,838	0.87
	静岡	452	865	1	1,318	0.35
	愛知	811	1,327	1,476	3,614	0.52
	三重	209	200	17	426	0.23
	ブロック合計	3,524	3,342	3,912	10,778	0.61
近畿ブロック	滋賀	384	26	150	560	0.42
	京都	3,298	1,335	1,583	6,216	2.43
	大阪	1,000	70	50	1,120	0.13
	兵庫	1,688	306	5,095	7,089	1.28
	奈良	133	5	259	397	0.27
	和歌山	294	162	2,350	2,806	2.57
	ブロック合計	6,797	1,904	9,487	18,188	0.88
中国・四国ブロック	鳥取	20	0	97	117	0.19
	島根	60	501	165	726	0.95
	岡山	170	21	2,100	2,291	1.17
	広島	490	1,021	1,272	2,783	0.97
	山口	750	70	2,700	3,520	2.29
	徳島	0	0	0	0	0.00
	香川	0	0	0	0	0.00
	愛媛	640	240	45	925	0.61
	高知	0	0	144	144	0.18
	ブロック合計	2,130	1,853	6,523	10,506	0.88
九州ブロック	福岡	2,985	440	1,417	4,842	0.97
	佐賀	522	0	870	1,392	1.57
	長崎	462	486	1,520	2,468	1.61
	熊本	145	0	7	152	0.08
	大分	600	100	3,100	3,800	3.07
	宮崎	209	76	36	321	0.27
	鹿児島	229	0	896	1,125	0.63
	沖縄	35	15	21	71	0.05
	ブロック合計	5,187	1,117	7,867	14,171	0.96
合計	35,600	20,191	46,478	102,269	0.81	

(人口は平成12年住民基本台帳から引用)

その他の回収で多かったもの:(1)消防署、市町村役場等の公的機関への持ち込み

(2)消防職・団員による防火診断時に回収

(3)町内会単位で地域の公民館・集会場へ持ち込み、業者が回収

消防法施行令の一部を改正する 政令等の概要(火気設備関係)

予防課

平成13年7月4日に公布された消防法の一部を改正する法律(平成13年法律第98号)は、火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理並びに火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項を条例で定める際の基準を政令で定めることとしています。

これを受けて、平成13年12月5日に消防法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第384号。以下「政令」という。)が、平成14年3月6日に対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号。以下「省令」という。)及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号。以下「告示」という。)がそれぞれ公布されました。

これら一連の改正は、対象火気設備等又は対象火気器具等の条例の制定に係る基準を定めることにより、火災予防条例の内容の統一を図るものであり、離隔距離(建築物等及び可燃物との間に保つべき距離をいう。)に係る部分を除き、現行の火災予防条例(例)(昭和36年11月22日自消甲予発第73号。以下「条例(例)」という。)と同等の内容を定めています。

その概要は、以下のとおりです。

1 対象火気設備等及び対象火気器具等とは

対象火気設備等とは、政令第5条第1項の火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備であって総務省令で定めるものをいいます。

対象火気器具等とは、政令第5条の2第1項の火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって総務省令で定めるものをいいます。

具体的には、省令第3条に規定される炉、ふろがま、温風暖房機、厨房設備等の設備及び第18条に規定されるガスこんろのような気体燃料を使用する器具、石油

ストーブのような液体燃料を使用する器具のことをいいます。

2 離隔距離について

離隔距離とは、対象火気設備等又は対象火気器具等と建築物等又は可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離のことをいい、省令5条又は省令第20条により、個々の対象火気設備等又は対象火気器具等ごとに省令別表第1若しくは別表第2又は消防庁長官が定めるところにより得られる距離のいずれかのうち消防長又は消防署長が認める距離とされています。

3 省令別表第1及び別表第2について

省令別表第1は、条例(例)の別表第3から別表第4までを1つの表にまとめたものに、一部の市町村で条例の規則として運用されていた設備のうち上記に分類されないもの等を加えたものです。

また、省令別表第2は、火災予防条例準則における電気を熱源とする設備・器具の位置及び取扱いについて(通知)(平成6年11月1日消防予第281号。以下「通知」という。)で示していた別表1及び別表2と同等の内容を省令として定めたものです。

4 消防庁長官が定めるところにより得られる距離について

省令第5条及び省令第20条における消防庁長官が定めるところにより得られる距離とは、告示の規程に基づき得られる離隔距離のことをいいます。

この離隔距離は、通常燃焼時において、対象火気設備等又は対象火気器具等に近接する建築物等の表面温度が100 を超えない等の距離としています。

5 位置に関する基準について

離隔距離に関する基準の他、離隔距離を要しない場合等対象火気設備等が設置される位置に関する基準が定められています。

6 構造に関する基準について

対象火気設備等自体が火災の発生源とならないように、主要部分を不燃材料で造る等防火上有効な措置が講じられた構造、火の粉等が飛散することにより周囲に火災を発生させないような構造、振動又は衝撃により転倒したり破損したりしないような構造等を定めると共に、対象火気設備等が有する安全を確保する装置等のうち、特に必要とされるものについて、基準を定めています。

7 その他の基準について

上記の基準は、対象火気設備等全体に係るものとして定めてありますが、例えば変電設備、発電設備、火花を生ずる設備等について特に基準を定める必要のあるものについて、それぞれ所要の基準を設けています。

8 基準の特例について

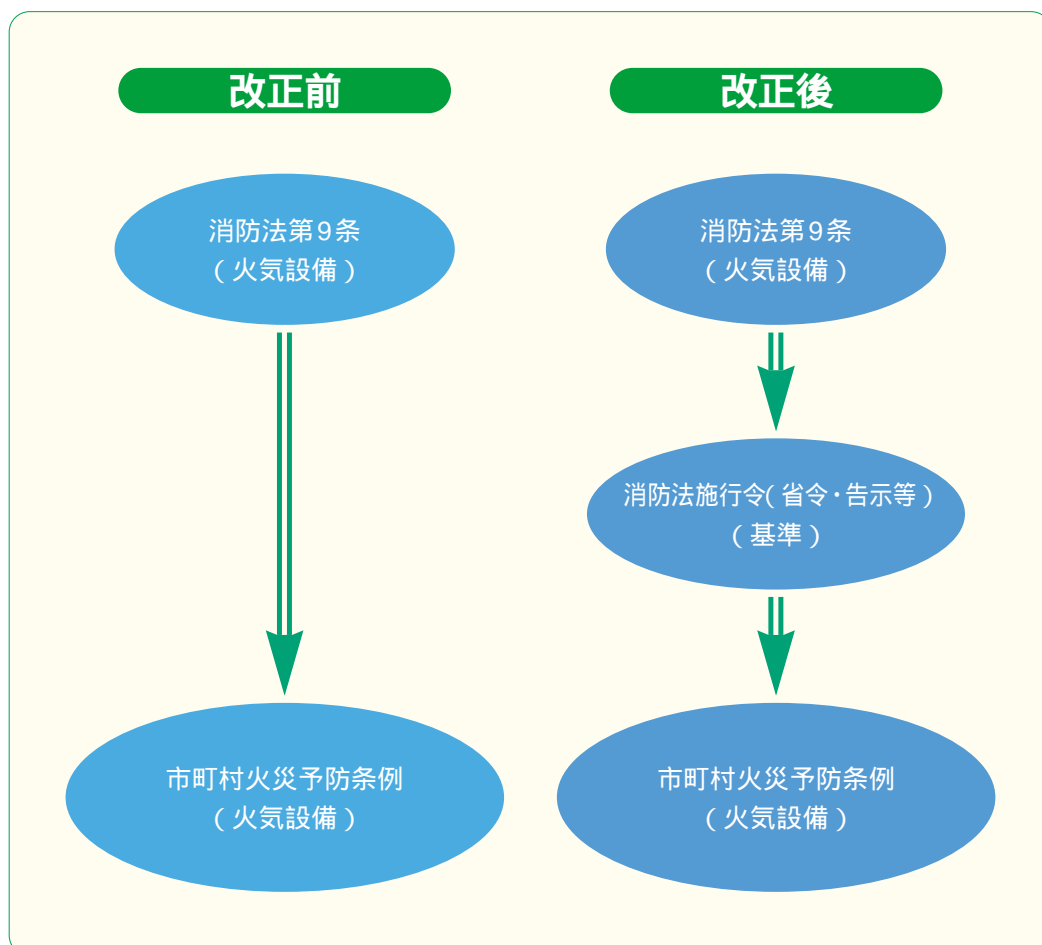
対象火気設備等の種別に応じ、1から6に定めた基準を要しない又は該当しないものについては、当該基準の適用を受けないこととする規定を設けています。

9 施行期日について

政令、省令及び告示の施行期日は、平成15年1月1日から施行されることとされています。

10 運用上の留意事項について

今回の政令の改正並びに省令及び告示の制定に伴い、各市町村は、火災予防条例を改正することが必要となりました。このため、平成14年3月6日付けで火災予防条例（例）の改正について通知を行ったところです。





長野県須坂市消防本部



長野県須坂市消防本部
消防長 池森 敏文

「安全で安心して暮らせる まちづくりを目指す消防本部」

我が消防本部が所管する地域は、直轄及び近隣の広域消防受託による1町1村を含め、長野県の北東部に位置し、東は上信火山帯を挟んで群馬県嬭恋村に接し、西は日本一の長さを誇る千曲川（下流新潟県より「信濃川」という。）を隔てて県庁所在地である長野市と接し、北は中野市、南は真田町と境界線を設けています。管轄人口は、約75,000人、面積約267km²で、構成をしている須坂市は、日本の滝100選に選ばれている指定名勝の「米子瀑布」、レンゲツツジが咲き誇る破風高原等の大自然に恵まれ、受託をする小布施町は、葛飾北斎が描いた天上絵で有名な鳳凰があり、また町を花でいっぱい飾ろうと全町民による取り組みがなされ、同様に高山村においては、特に、紅葉の時季は、日本を代表する風光明媚な景勝を織成し、それぞれ分署を配しています。

当本部は、昭和37年4月（当初は、単独本部）に職員17名で発足し、翌年全国に先駆けて3部制勤務を実施、以来今年4月で40年目に入ります。現在1本部1本署2分署、職員92名（定数93名）の陣容です。保有車両については、合計16台で、なかでも高層建築物に対応するための36mはしご車を、また高速道対応として10tの水槽車、そして人命救助のための救助工作車を配備し、万全を期しています。また、救急車については、現有台数5台のうち高規格救急車は、2台ですが、順次全車両の高規格化を予定しています。

救急に関しましては、当管内でも年々件数（平成12年1,700件）搬送人員（平成12年1,671人）とも増え続け、ここ過去5年間では、31%の増加となっています。このため、特に、救急業務に重点を置き、平成4年に初めて救急救命士を養成し、現在6人を要し、今年中に更に2人の新たな資格取得を目指しています。



緊急搬送訓練



火災防ぎょ訓練

さて、今日の社会経済情勢は、少子・高齢化、国際化及び高度情報化の進展等によって急激な変化をもたらしています。更に、住民の価値観や生活様式も多様化し、行政に対するニーズも広範囲にわたってきています。とりわけ、自治体を取り巻く財政事情は、年々厳しさを増しており、構成市町村においても、長引く景気低迷による法人等の税収減少等により、かつて経験したことがない財政危機に直面しています。こうしたことから、消防本部においても最小の経費で最大の効果をあげ、効率的な消防行政を推進しているところです。

そうしたなかで、自然災害や人為的事故等が年々増加し、併せて消防業務そのものについても多岐・多様化し、ますます憂慮される大規模かつ複雑化の様相を呈している災害事象に対し、消防活動の困難性が更に強まる傾向にあり、このため今まで以上に消防力の資質の充実強化と発生事象への対応の迅速性が強く求められています。

災害は、何時にあっても止むところを知らず、ことのほか防災への備えは、「ここまでやれば十分である。」という状況にはありません。

結びに、当消防本部では、将来とも、求める到達点に向って、全ての職員が消防人としての崇高で普遍的な使命を完遂し、もって住民が「安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す」消防本部となるべく不断の努力を惜しまないものです。